



草津警察署

安 全 伝 言 板

問 草津警察署(野村3)
☎563-0110、☎563-0116

**防災意識を
高めましょう**

近年、地震や台風などの大規模な自然災害の影響により、全国各地で甚大な被害が発生しています。防災週間を契機に日頃から防災への意識を高めるとともに、災害から身を守る備えをお願いします。

防災週間
8月30日(日)～9月5日(土)

● **災害から身を守るための
4つのポイント**

- ① **ハザードマップを確認しよう**
自宅や学校、職場の周りの危険箇所を確認
- ② **非常持ち出し品を準備しよう**
必要なものをまとめておき、中身の定期的な点検
- ③ **家族で話し合おう**
災害時の避難方法や避難場所の確認
- ④ **情報収集の方法を確認しよう**
いざという時に、正しい情報を得られるよう確認

みんなの掲示板

所キ拉里エ草津1階(大路2) 滋賀県社会福祉協議会次世代ケア推進センター
☎077-567-3600、✉kaigosupport@shigashikyo.or.jp

■立命館大学図書館オープンライブラリー
9月25日(金)まで。平日9時〜19時半。土・日曜日、祝日10時〜17時 所立命館大学BKC(野路東) 対中学・高校生 他生徒証の掲示要 問同大学図書館(☎077-561-3943、✉077-561-3958)

■8月15日は電気使用安全月間
地震・雷・風水害などの自然災害に備えた電気設備の対策を講じ、安心・安全な生活を守りましょう 図(一財)関西電気保安協会(☎06-7507-2227、✉06-7507-2261)

■すくすくスクール Hug タイム
①リトミック 8月5日(水)、9月2日(水)、②運動あそび 8月20日(水)、③英語 8月25日(火)、9月15日(火) 所スクールエンジェル保育園くさつ園(草津3) 対2歳までのこどもとその保護者 定各5組(先着順)
申・問 前日までに、同園の佐野(☎077-567-7707、✉skuld.angel.kusatsu@gmail.com)

■しがジヨブフェア2026夏
8月5日(水)10時〜16時20分 所クサツエストピアホテル(西大路町) 対若年求職者 問しがジヨブパーク(☎077-563-0304、✉077-563-0304)

■しが介護テクノロジー展2026
介護・障害分野での先端技術の活用に関する展示。8月5日(水)10時半〜16時

■第21回くさつ・りつとう平和祈念のつどい 満蒙開拓の真実を学ぶ
8月16日(日)10時〜16時 所アル・プラザ草津(西渋川) 図 同つどい実行委員会(☎090-966-1919、✉manabukondo@ares.eonet.ne.jp)

■目指そう!未来を創る
理系クリエイター in 滋賀
県内の職場を訪問して、理系の仕事を知ら

る「職場交流体験」。8月19日(火)25日(火)、27日(木)、28日(金) 申 滋賀県立大学ホームページ(https://kshu.jp/office-usp.com/tour/) から 問 同大学(☎074-99-283301、✉rikejo@office-usp.ac.jp)

■テクノカレッジ10月職業訓練受講生募集
ICT技術科、住環境施工科、総合実務科 申 8月13日(木)までに、ハローワークへ 図テクノカレッジ草津(☎077-564-3296、✉077-565-1867)

■第6回草津リトリック杯
英語スピーチコンテスト
11月3日(火)12時半〜16時半 所クサツエストピアホテル(西大路町) 対市内在住か通学・通塾している小・中学生 定36組(先着順) 申・問 8月31日(月)までに、同クラブ(☎077-564-9111、✉077-564-9112、✉kusatsu-rc.com)

夏季の交通事故防止

この時期は、夏休みなどで、一日を通してこどもたちの姿を見掛けることが多くなります。ドライバーの皆さんは安全速度を心掛け、不意の飛び出しなどに注意しましょう。保護者の皆さんには、こどもが出掛けるときに交通安全の声掛けをお願いします。

問 交通政策課(5階) ☎561-2355、✉561-2487

相談窓口のご案内 8月

秘密は厳守します。安心して相談してください。
相談日以外にも、開所日に職員が相談に応じます。

- **法律(弁護士)市民相談**
 ㊦ 20日(木)13:30～16:30(予約制、受付4日(火)～14日(金)) 定 6人(先着順)
- **行政相談(国の事務に関する困りごと相談)**(行政相談委員)
 ㊦ 7日(金)10:00～12:00、21日(金)14:00～16:00(21日(金)は、ゆかい家(草津二))
- **税務相談(相続税・譲渡所得税など)**
 ㊦ 21日(金)13:00～16:00(予約制、受付4日(火)～20日(木)) 定 6人(先着順)
- **行政書士相談(相続・遺言・成年後見など)**
 ㊦ 25日(火)13:30～16:00(予約制、受付4日(火)～24日(月)) 定 5人(先着順)
- **「あなたの相談室」(弁護士相談)**
 (相続・離婚・交通事故・債務整理)
 ㊦ 25日(火)15:00～18:00(予約制)
- 問 市民相談室(1階) ☎561-2329、☎561-2334
 ※平日 9:00～16:30
- **人権に関する相談**
 (人権擁護委員) ㊦ 平日の月曜日 9:00～12:00、13:00～16:00(祝日を除く)(弁護士) ㊦ 25日(火)13:30～16:30(予約制)
 人権センター(大路二、キラリエ草津3階)
 ☎563-1660、☎563-7070
- **年金に関する相談**
 ㊦ 平日 9:00～17:00(月曜日は19:00まで)、8日(土)10:00～16:00(予約制、☎0570-05-4890、平日8:30～17:15、インターネットは毎日8:00～23:30)
- 問 日本年金機構 草津年金事務所(西渋川一) ☎567-2220、☎562-9638

- **お金や就労、ひきこもり、住まいに関することなど、福祉の総合相談窓口**
 問 人とくらしのサポートセンター(2階) ☎561-6927、☎561-2482
- **消費者契約トラブルなどに関する相談**
 ㊦ 平日 9:00～16:30
 問 消費生活センター(1階) ☎561-2353、☎561-2334
- **こども・若者総合相談窓口**
 問 こども家庭若者課(さわやか保健センター2階) ☎561-0188、☎561-6780
- **若者の就職相談窓口**
 ㊦ 平日 9:00～17:00(予約優先)
 対 15～49歳と家族
 問 滋賀県地域若者サポートステーション 草津本所(西渋川一) ☎563-0366、☎563-0368
- **大学生等・若者の就職相談**
 ㊦ 平日 9:00～17:00 対 35歳未満
 問 滋賀新卒応援HW・わかもの支援コーナー(西渋川一) ☎563-0301、☎563-0304
- **DV相談、男女共同参画相談**
 ㊦ 平日、第1・3土曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
- **女性のためのカウンセリングルーム**
 ㊦ 第1水曜日、第3土曜日(予約制)
- 問 男女共同参画センター(大路二、キラリエ草津5階) ☎565-1539、☎565-1518

- **保健師、助産師、保育士による妊娠、出産、子育て期に関する相談**
問 子育て相談センター（さわやか保健センター3階）
☎561-2339、FAX561-2491
- **家庭相談員によるこどもと家庭の問題についての相談・支援**
問 家庭児童相談室（さわやか保健センター3階）
☎561-2460、FAX561-6780
- **少年に関する悩みの相談・支援など**
🕒 平日 9:30～16:00
問 少年センター（大路2、キラエ草津3階）
☎562-0594、FAX567-0557
- **心身の発達に支援が必要な人とその家族の相談・支援**
🕒 平日 8:30～17:15（予約制）
問 発達支援センター（西渋川2）
☎569-0353、FAX566-5144
- **障害福祉に関する相談・支援**
🕒 月～土曜日の 8:30～17:15
〔予約制〕※祝日は除く
問 障害者福祉センター（西渋川2）
☎569-0351、FAX569-0354
- **高齢者に関すること**
問 各地域包括支援センター
（高穂）☎561-8143、FAX561-9524
（草津）☎561-8144、FAX561-9525
（老上）☎561-8145、FAX561-9526
（玉川）☎561-8146、FAX561-9527
（松原）☎561-8147、FAX561-9528
（新堂）☎568-4148、FAX568-3529

●ひとり親相談 **問** こども家庭若者課(さわやか保健センター 2階) ☎561-2364
●不登校 **問** 教育研究所・やまびこ教育相談室(青地町) ☎563-1270
●健康相談(心の悩み、生活習慣病、栄養) **問** 健康増進課(2階) ☎561-2323
●高齢者虐待の相談・通報窓口 **問** 長寿いきがい課(1階) ☎561-2362

●①暮らしの中でのさまざまな悩み②心配ごと相談所
問 市社会福祉協議会(大路二) ①☎562-0084②☎566-1266
●外国人相談窓口 **問** まちづくり協働課(2階) ☎561-2337、
 市国際交流協会(2階、まちづくり協働課内) ☎561-2322

広告欄		
広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。 市が推奨などをするものではありません。		

市が推奨などをするものではない。	
市が推奨などをするものではない。	市が推奨などをするものではない。